

第2次十和田市男女共同参画社会推進計画

ひと ひと
「女と男」がともに輝くまち



十 和 田 市

「女と男」がともに輝くまちの 実現をめざして



少子高齢化の進行による人口減少社会の到来、家族形態の多様化など、社会経済情勢が大きく変化する中で、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、心豊かで充実した生活を送ることができるようにするためには、男女共同参画社会を実現することが重要な課題となっています。

本市では、平成13年に「女と男がともに輝くまち」を基本理念とした「十和田市男女共同参画社会推進計画」を策定し、これまで男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を実施してまいりましたが、昨今の社会情勢の様々な状況や変化に対応するため、このたび、平成24年度から平成33年度までを計画期間とする「第2次十和田市男女共同参画社会推進計画」を策定しました。

本計画では、市民が性別にかかわらず、お互いに一人の人間として人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮することで、家庭や地域、社会などへ共に参画し、生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして、総合的かつ効果的に施策を展開することとしています。

今後、本計画を基に、市民の皆様はもとより、企業や関係機関・団体、地域などが一体となった社会全体での取り組みを推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年3月

十和田市長 **小山田 久**

目次

第1章 基本的な考え方

1	計画の趣旨	3
2	計画の背景	3
	(1)国際的な動き	3
	(2)国の動き	4
	(3)青森県の動き	4
	(4)十和田市の動き	5

第2章 基本構想

1	基本理念	7
2	基本目標	8
3	計画の期間	8
4	計画の体系	9

第3章 計画推進のための施策の方向

○	基本目標Ⅰ 「女と男」の平等に向けた意識づくり	10
	重点項目1 「女と男」が支えあう社会づくりのための啓発・広報活動の推進	10
	重点項目2 学びの場での「女と男」の平等への意識づくり	11
	重点項目3 「女と男」が持つ個性の尊重	12
○	基本目標Ⅱ 「女と男」がともに参画するまちづくり	14
	重点項目1 政策・方針決定過程への共同参画	14
	重点項目2 活力あるまちづくりへの共同参画	15
○	基本目標Ⅲ 安心して働ける労働環境づくり	17
	重点項目1 就業機会の拡大と労働環境の整備	17
	重点項目2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための環境づくり	18
	重点項目3 自営等従事者の環境整備	19
○	基本目標Ⅳ 健康で充実した生活づくり	20
	重点項目1 「女と男」がともにつくる家庭生活	20
	重点項目2 生涯を通じた「女と男」の健康支援	21
	重点項目3 自立と安定した生活への支援	22

第4章 計画の推進

1	計画推進体制の強化	23
	(1) 市内推進体制の強化	23
	(2) 関係機関との連携強化	23
2	計画の進行管理	23

資料

1	男女共同参画社会基本法	24
2	十和田市男女共同参画社会検討委員会設置規程 女性活躍推進法に基づく基本原則（抜粋）	29
3	第2次十和田市男女共同参画社会推進計画策定経過・検討委員会	32

第1章

基本的な考え方



1 計画の趣旨

日本国憲法の法の下、すべての国民は平等であって、基本的人権を享有し、個人として尊重されます。市では国が平成11年6月に男女共同参画社会基本法を制定したことに伴い、平成13年3月に「十和田市男女共同参画社会推進計画」を策定しました。平成18年に同計画の改訂を行い、男女共同参画社会の実現のため、様々な施策を推進してきました。

この結果、市民の男女共同参画意識の醸成や、男性の家事・育児・介護への参画といった具体的な行動の変化も見られるようになるなど、取り組みの成果が着実に進みつつあります。しかし、家庭や地域、職場など様々な場面において、いまだ男女の不平等感があるなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が残されています。

また、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来など家族、地域社会の変化に伴う新たな課題への対応も必要とされています。

「第2次十和田市男女共同参画社会推進計画」は、急激に変化する社会情勢に対応するとともに、お互いの人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現に向けた市の施策の方向を定めるため、策定するものです。

2 計画の背景

(1)国際的な動き

1975年（昭和50年）、国連はこの年を「国際婦人年」、翌年からの10年を「国連婦人の10年」と定め、あらゆる女性差別の撤廃と男女平等社会の実現に向けて、世界各国が取り組むことを提唱し、目標達成のため、世界的な行動を行う「世界行動計画」が採択されました。

1995年（平成7年）、北京での第4回世界女性会議において、21世紀に向けて男女平等や女性の地位向上の国際的指針となる「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

2000年（平成12年）、ニューヨークでの国連特別総会「女性2000年会議」において、会議に参加した政府により実施の決意を確認する「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

2005年（平成17年）、ニューヨークでの第49回国連婦人の地位委員会において、「北京宣言及び行動綱領」及び国連特別総会「女性2000年会議」の成果文書についての評価や見直しが行われました。

2006年（平成18年）、東京で東アジア男女共同参画担当大臣会合が開催され、16カ国2国際機関が出席し、会合の合意文書として「東京閣僚共同コミュニケ」が採択さ

れました。

2010年（平成22年）、ニューヨークでの第54回国連婦人地位委員会（「北京+15」記念会合）において、「北京宣言及び行動綱領」等を再確認して、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等を採択しました。

2011年（平成23年）、国連の既存のジェンダー4機関を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」として、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」として発足しました。

2012年（平成24年）、第56回国連婦人の地位委員会において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

2015年（平成27年）、ニューヨークでの第59回国連婦人地位委員会（「北京+20」記念会合）において、北京宣言及び行動綱領、第23回国連特別総会成果文書並びに第4回世界女性会議10周年及び15周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し、2030年までに男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け努力するという宣言が採択されました。

(2)国の動き

1977年（昭和52年）、政府は昭和50年に国連で採択された「世界行動計画」の内容を国内施策に取り入れるため「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにしました。

1987年（昭和62年）、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、男女共同参加型社会システムを目指すこととなりました。

1995年（平成7年）、男女共同参画社会形成の促進に関する新しい国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」が策定され、政府が男女共同参画社会実現に向けて取り組むべき施策を総合的・体系的に整備しました。

1999年（平成11年）、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付け、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律は、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにし、国、地方公共団体及び国民が男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進することを定めています。

2000年（平成12年）、男女共同参画社会基本法に基づく、「男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画は、男女共同参画にかかる初めての法定計画となります。

2005年（平成17年）、男女共同参画基本計画を改定し、「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しました。

2010年（平成22年）、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、地域社会・家族形態の変化、経済・雇用をめぐる変化など、男女共同参画社会の形成に関する社会情勢の様々な状況や変化に対応するため、実効性のある5年間の施策をまとめた「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2013年（平成25年）、女性の活躍推進を主な柱のひとつとして位置付けた「日本再興戦略」が閣議決定されました。

2015年（平成27年）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法という。）が国会で成立しました。これにより、働く場面で活躍したいと希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられました。

第4次男女共同参画基本計画を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成37年度までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的な方向」及び「具体的な取組」を定めました。

(3)青森県の動き

1980年（昭和55年）、国際婦人年に始まる国際的な動きや国内行動計画策定を背景に、青森県における女性にかかる施策の基本的方向を示す「青森県婦人行動計画」を策定し、翌年には、この計画の具体的施策を進めるための「青森県婦人行動推進計画」が策定されました。

1989年（平成元年）、青森県婦人行動計画の基本的な考えを継承しつつ、国の新国内行動計画の趣旨等を踏まえ、「新青森県婦人行動計画」を策定しました。

2000年（平成12年）、国において策定された男女共同参画2000年プランや男女共同参画社会基本法が施行されたこと等に伴い、「あおもり男女共同参画プラン21」を策定しました。

2001年（平成13年）、国の男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、青森県の男女共同参画の一層の推進を図るため、「青森県男女共同参画推進条例」を制定しました。

2002年（平成14年）、あおもり男女共同参画プラン21策定後に国の男女共同参画基本計画及び青森県男女共同参画推進条例が制定されたことから、施策の方向性と整合性を検証し、必要に応じた追加作業等を行った上で同プランを改訂し、県の男女共同参画の推進に関する法定の基本計画として位置付けました。

2004年（平成16年）、県の新たな基本計画「生活創造推進プラン」を策定し、男女共同参画の推進を、県が目指す5つの社会を実現するための仕組みづくりに位置付けました。

2007年（平成19年）、あおもり男女共同参画プラン21の計画期間、生活創造推進プラン及び国の男女共同参画基本計画（第2次）との整合性、関係法令の改正等を勘案し、各種調査やパブリックコメントに示された県民の意向等を踏まえ、県の男女共同参画の推進に関する基本計画として「新あおもり男女共同参画プラン21」を策定しました。

2012年（平成24年）、これまでの計画の取り組みの成果や課題を踏まえ、より一層

総合的、効果的に施策を推進していくための指針となる「第3次あおもり男女共同参画プラン21」を策定しました。

2017年（平成29年）、「第3次あおもり男女共同参画プラン21」の計画期間が2016（平成28）年度までであることと、2013（平成25）年度策定された「青森県基本計画未来を変える挑戦」及び国の「第4次男女共同参画基本計画」との調整、関係法令の公布・施策等を勘案し、「第4次あおもり男女共同参画プラン21」を策定しました。

(4)十和田市の動き

1999年（平成11年）、女性行政を総合的に推進するため十和田市教育委員会生涯学習課に「女性青少年係」を設置し、男女共同参画社会推進へ本格的に取り組むことにしました。同年、庁内関係課長で組織する「男女共同参画社会検討委員会」を設置し、現状と課題等について協議を行うとともに、市民の意識やニーズの現状分析を行うため、市民アンケートを実施しました。また、職員に対する意識調査や研修会を開催しました。

2000年（平成12年）、男女共同参画社会基本計画策定のため、市民や行政で組織する「十和田市男女共同参画社会推進策定委員会」を設置し、具体的な作業が進められました。

2001年（平成13年）、「十和田市男女共同参画社会推進計画」を策定し、10年間の主な施策を明確にしました。

2002年（平成14年）、市の各種事業を具体的な施策として盛り込んだ「2001-2004十和田市男女共同参画社会推進事業実施計画（前期）」を策定しました。

2005年（平成17年）、十和田市、十和田湖町の合併を契機に、改めて市民の意識やニーズを把握するため、市民アンケートや職員の意識調査を実施しました。また、「2005-2007十和田市男女共同参画社会推進事業実施計画（中期）」を策定しました。

2006年（平成18年）、十和田市男女共同参画社会推進計画の策定から5年が経過したことや、国が「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定したこと等に伴い、社会情勢の変化への対応や市の施策について細部の見直しが必要になったことから「十和田市男女共同参画社会推進計画（改訂版）」を策定しました。

2008年（平成20年）、「2008-2010十和田市男女共同参画社会推進事業実施計画（後期）」を策定しました。

2012年（平成24年）、「2012-2021第2次十和田市男女共同参画社会推進計画」を策定しました。

2017年（平成29年）、「2012-2021十和田市男女共同参画社会推進計画」計画体系の「施策の方向事業」に、女性活躍推進法の関連性を明記するとともに、2017-2021第2次十和田市男女共同参画社会推進事業実施計画（後期）を策定しました。

第2章

基本構想



1 基本理念

ひと ひと 女と男がともに輝くまち



市民一人ひとりの基本的人権が守られ、職場や学校、家庭や地域等あらゆる分野において、能力を発揮し、個性に応じた生き方ができることは重要なことです。

「第2次十和田市男女共同参画社会推進計画」では、固定的な性別役割分担意識による慣習等を改め、女性と男性が一人の人間としてお互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮することで、家庭や地域、社会等へともに参画し、生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指して、【「女と男」がともに輝くまち】を基本理念とし、〔～わたしたちが創る～希望と活力あふれる 十和田〕を創っていきます。

2 基本目標

計画の基本理念に基づき、次の基本目標を掲げて計画を推進します。

I 「女と男」の平等に向けた意識づくり

男女共同参画社会の推進・実現のためには、男女平等に向けた意識改革が重要です。家庭や学校、職場、地域社会等における男女平等に向けた意識の啓発と情報の提供、学習の場の提供に努め、地域生活や家庭生活における男性の参画を推進します。

また、あらゆる場において人権と個性を尊重する意識の啓発と各種情報の提供を推進します。

II 「女と男」がともに参画するまちづくり

社会のあらゆる分野で共同参画を進めていくためには、女性が積極的に政策・方針決定の場に参画していくことが重要です。そのためには、女性の人材育成とエンパワメントを支援し、組織・団体等における意思決定の場への参画を促進します。

また、地域活動や社会活動における組織の運営や活動の進め方等への女性の参画を推進するとともに、国際的な視野を得るため、在住外国人との交流や国際的な規範、基準の情報提供に努め、地域全体で互いに協力しあうまちづくりを推進します。

III 安心して働ける労働環境づくり

近年、女性の職場進出が進んでいますが、依然として待遇面では格差が存在しており、実質的な男女平等の実現に向けて、関係法令・制度の周知に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスへ取り組む環境づくりを推進します。

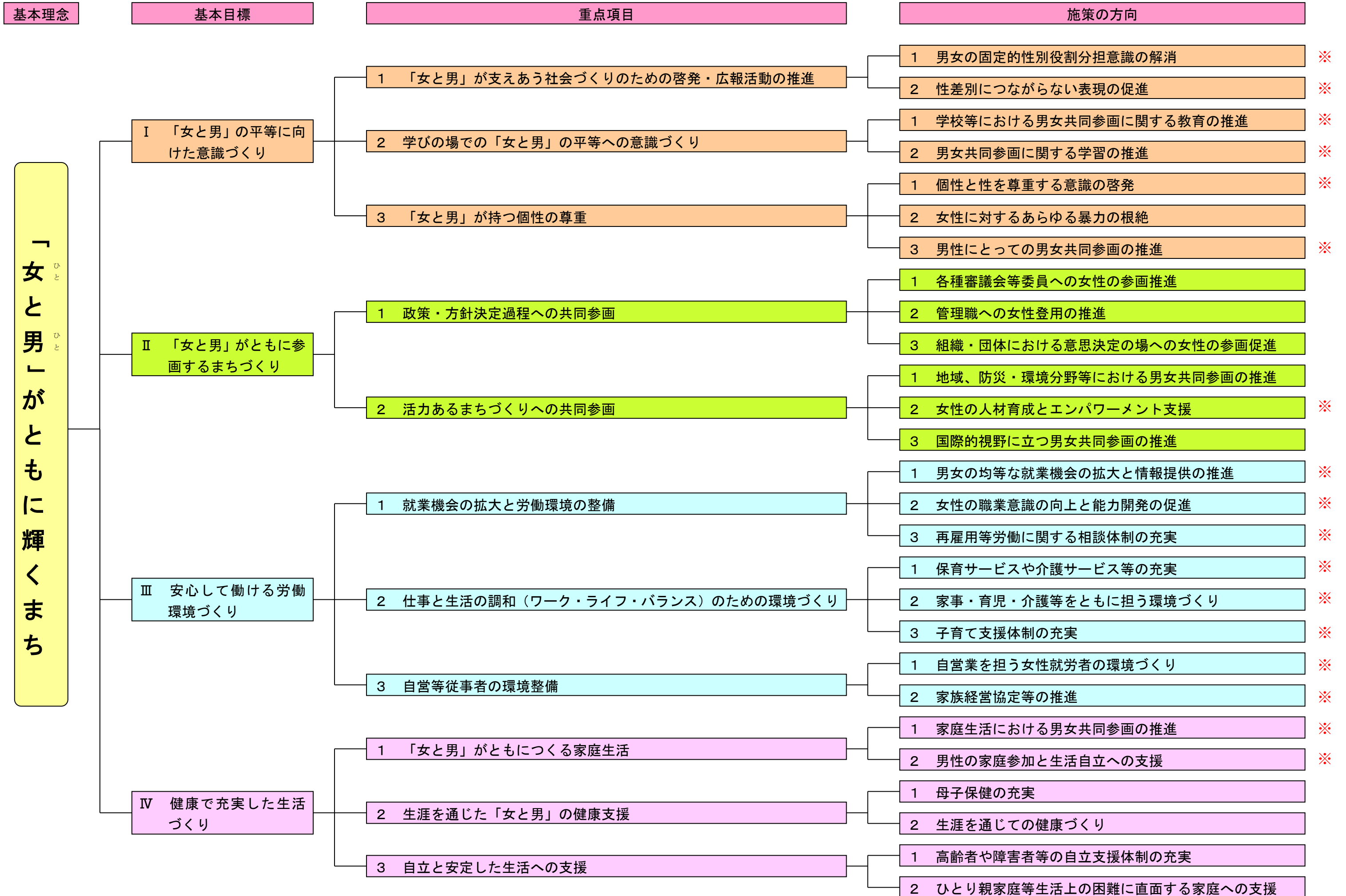
また、自営等従事者に対して、適正な評価と対等な立場で経営と家庭生活の両面で相互に協力し、能力が発揮できる環境づくりを推進します。

IV 健康で充実した生活づくり

心豊かに生き生きとした生活を送るためには、健康が基盤となります。そのため、性の尊重と生涯を通じての健康づくりを進め、家庭の責任をともに担える環境づくりや誰もが安心した生活を送れるよう支援に努めます。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。ただし、急激な社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。



第3章

計画推進のための施策の方向



【基本目標Ⅰ 「^{ひと}女と^{ひと}男」の平等に向けた意識づくり】

男女共同参画社会の推進・実現のためには、男女平等に向けた意識改革が重要です。家庭や学校、職場、地域社会等における男女平等に向けた意識の啓発と情報の提供、学習の場の提供に努め、地域生活や家庭生活における男性の参画を推進します。

また、あらゆる場において人権と個性を尊重する意識の啓発と各種情報の提供を推進します。

■ 重点項目 1

「女と男」が支えあう社会づくりのための啓発・広報活動の推進

男女の性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、意識の啓発と広報活動を推進します。また、刊行物における性差別につながらない表現を促進します。

<施策の方向>

1 男女の固定的性別役割分担意識の解消 ※

家庭や職場、地域社会に残る「男だから」「女だから」といった固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を推進します。また、関係機関や女性団体等と連携した取り組みを促進します。

2 性差別につながらない表現の促進 ※

市や各種団体が発行する各種刊行物やチラシなどの印刷物について、性別に基づく固定観念にとらわれた表現や性的側面を強調した表現をしないよう、情報提供に努めます。

※は女性活躍推進法関連項目（以下、同じ）

■重点項目2 学びの場での「女と男」の平等への意識づくり

性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を認め、「自分らしい」生き方ができるよう、あらゆる学習の場で男女平等の意識づくりを推進します。

人は家庭や学校、職場等で多くのことを学び、知識を得ながら成長していきます。男女共同参画社会の実現には、子どものときからの学習や体験が重要です。このため、児童生徒の発達段階に応じ、男女平等の重要性について学習できる教育等を促進します。

<施策の方向>

1 学校等における男女共同参画に関する教育の推進 ※

学校生活は、学習や遊びを通じて多くのことを学ぶ場になります。児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重や男女の平等、女と男が相互に協力し合いそれぞれの役割を果たしていくことの重要性について学習できる教育等を促進します。また、教職員等に対し、男女共同参画に関する研修への参加促進や情報の提供に努めます。

2 男女共同参画に関する学習の推進 ※

女性や男性が直面する様々な問題に関心と理解を深め、その解決に向けて積極的に取り組んでいくため、学びたいときにいつでも学ぶことができる生涯学習機会の提供に努めます。



■重点項目3 「女と男」が持つ個性の尊重

女と男がお互いに、人権や一人の人間として個性や生命を尊重することが重要です。特に、女性に対する暴力行為（性犯罪、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント）は重大な人権侵害となるため、その防止対策や相談体制の充実に努めます。

また、男性の固定的性別役割分担意識の解消や、男女共同参画社会が実現することにより、家庭生活や地域生活においても暮らしやすい社会につながるという意識啓発に努めます。

<施策の方向>

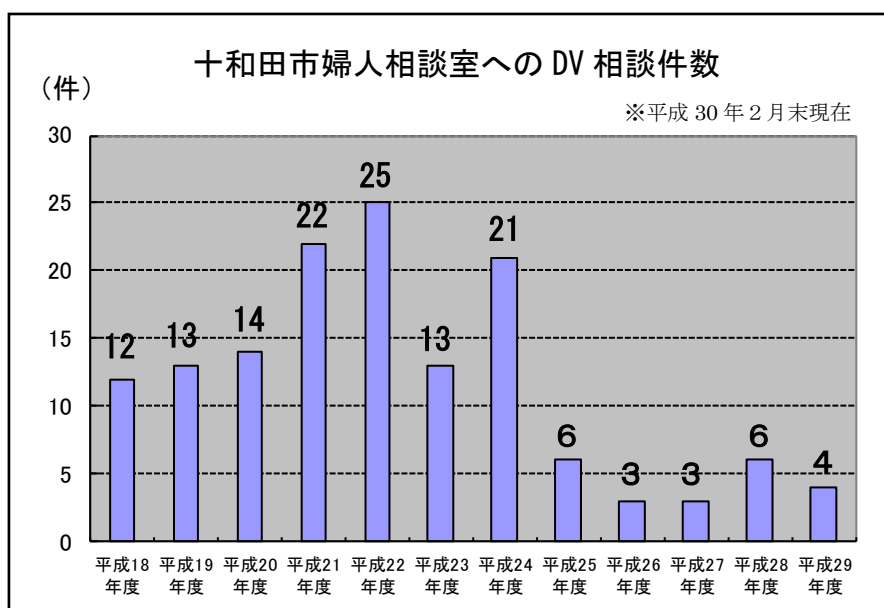
1 個性と性を尊重する意識の啓発 ※

個性の大切さ、性に関する正しい知識を身に付け、理解を深めるため、情報提供や相談体制、啓発活動等を充実させ、個性と性を尊重する意識づくりを促進します。

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力について、社会における認識、根絶のための意識の向上を図るとともに、配偶者からの暴力や性犯罪等、女性への暴力を許さない社会環境づくりに向け、女性の人権を尊重する啓発活動を推進します。

また、被害にあった女性の擁護と自立を支援するため、関係機関と連携を図り、防止するための啓発活動の推進、相談窓口の周知や相談体制の充実に努めます。



資料：十和田市婦人相談室より

3 男性にとっての男女共同参画の推進 ※

少子高齢、核家族化が進む現代において、今まで女性が担ってきた家庭生活や地域生活でのかかわりを、男性も行わなければならない場合が増えてきました。このため、男性への男女共同参画に対する理解を深め、家庭生活や地域生活における男性の参画を支援するため意識啓発、講座等を開催します。



【基本目標Ⅱ 「^{ひと}女と^{ひと}男」がともに参画するまちづくり】

社会のあらゆる分野で共同参画を進めていくためには、女性が積極的に政策・方針決定の場に参画していくことが重要です。そのためには、女性の人材育成とエンパワーメント（注）を支援し、組織・団体等における意思決定の場への参画を促進します。

また、地域活動や社会活動における組織の運営や活動の進め方等への女性の参画を推進するとともに、国際的な視野を得るため、在住外国人との交流や国際的な規範、基準の情報提供に努め、地域全体で互いに協力しあうまちづくりを推進します。

（注）エンパワーメント…自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場等あらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

■重点項目 1 政策・方針決定過程への共同参画

各種審議会等委員や職場での管理職等政策・方針決定過程へ女性が参画することは、男女共同参画社会の実現へ向けた基盤を成すものです。

近年は、男女の雇用に関する法律・制度の整備が進んだことや、男女共同参画の理念が理解されてきたことにより、各種審議会等委員への女性の登用割合が向上しつつあります。しかし、依然として管理職等の組織・団体等における意思決定の場への女性の登用は少ない状況にあります。

あらゆる分野で女性の意見を反映させるためには、女性の参画を積極的に促し、政策・方針決定の場へ導く取り組みが必要です。

<施策の方向>

1 各種審議会等委員への女性の参画推進

多くの意見を市政に反映させるため、各種審議会等委員への女性の参画を積極的に推進します。また、委員の選出については、委員が重複しないように見直し、女性委員の占める割合が《40%》に達するよう努めます。

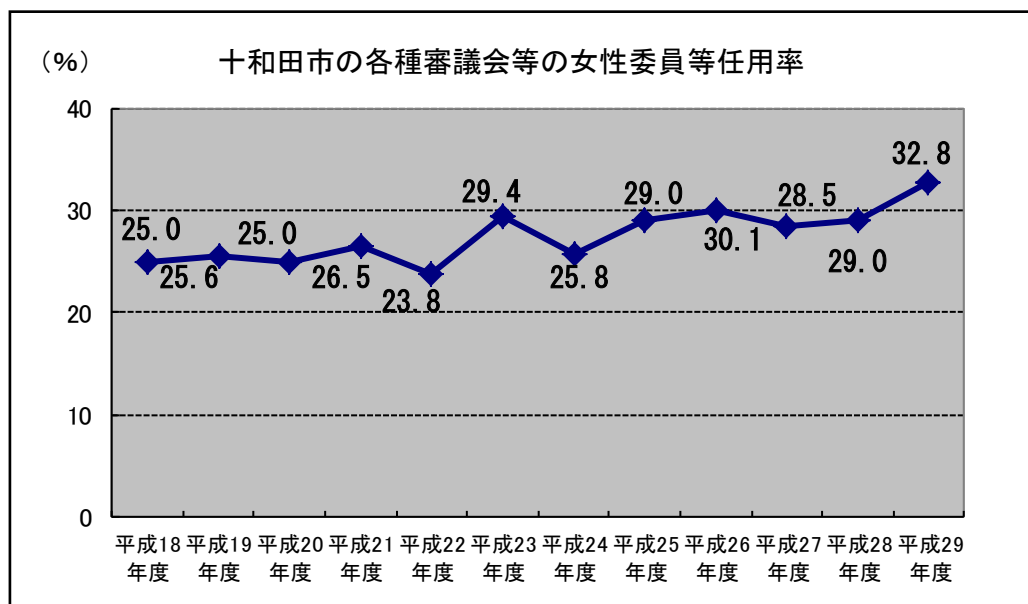
2 管理職への女性登用の推進

均等な研修機会の充実や女性の専門的な研修を促進し、様々な分野で活躍する女性職員の人材育成を図り、管理職への登用を推進します。

また、企業・各種団体においても女性を管理職へ積極的に登用するよう啓発に努めます。

3 組織・団体における意思決定の場への女性の参画促進

男女互いの多様な意見を生かしながら、ともに責任を担い、目的に添った活動を推進していくために、組織や団体における意思決定の場への女性の参画を促進します。



■重点項目2 活力あるまちづくりへの共同参画

地域は人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域に根差した生活を豊かなものにするためには、人々が主体的に行う地域活動や社会活動が求められています。そして、それらの活動は昨今の社会情勢の変化に伴い、男女がともに担わなくてはならなくなっています。

地域における政策・方針決定過程や防災・環境分野等における組織の運営や活動の進め方について女性の参画を推進し、その活動の中で女性が積極的に参画するための発言力、自己決定能力、方針決定能力等を身に付ける機会の提供に努めます。

また、あらゆる分野で急速に国際化が進む中、男女共同参画においてもこれまで以上に国際的な視野に立った取り組みが必要になってきており、在住外国人との交流を図るとともに、男女共同参画に関連する国際的な規範や基準等の情報提供に努めます。

<施策の方向>

1 地域、防災・環境分野等における男女共同参画の推進

地域社会の様々な活動を男女がともに担い、多様な年齢層の参画を促進します。

被災時や復興段階における女性にかかわる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を推進します。

環境保全等に関する女性の高い関心や経験等を生かしながら、環境保全活動を行っている団体とのネットワーク構築、連携を推進します。



消防団員数（平成 29 年 4 月 1 日現在）

全体	男性	女性
727 人	709 人	18 人

2 女性の人材育成とエンパワーメント支援 ※

女性が自らの個性と能力を発揮し、あらゆる活動に参画するための講座やセミナー等様々な知識を身に付ける機会を提供し、人材育成やエンパワーメントを支援します。



3 国際的視野に立つ男女共同参画の推進

国際交流や国際協力事業を通じて、在住外国人との交流を図り、他国の女性問題や男女共同参画の推進に理解を深めるとともに、男女共同参画に関連する各種条約や女性の地位向上のための国際的な規範や基準等の情報提供に努めます。

【基本目標Ⅲ 安心して働ける労働環境づくり】

近年、女性の職場進出が進んでいますが、依然として待遇面では格差が存在しており、実質的な男女平等の実現に向けて、関係法令・制度の周知に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランス（注）へ取り組む環境づくりを推進します。

また、自営等従事者に対して、適正な評価と対等な立場で経営と家庭生活の両面で相互に協力し、能力が発揮できる環境づくりを推進します。

（注）ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調和。国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

■重点項目1 就業機会の拡大と労働環境の整備

男女雇用機会均等法の制定等により、近年、女性の職場進出が進んでいます。しかし、依然として賃金や募集・採用、昇進の面では、男女の事実上の格差が存在しており、実質的な雇用の場での男女平等の実現に向けて、男女雇用機会均等法等関係法令・制度の周知に努めます。

また、女性労働者の就業機会の拡大を図り、その能力を十分発揮できるようにするため、個人の職業意識の向上と能力開発等への支援に努めるとともに、出産や育児、介護等で離職した女性の再就職に対する情報提供や相談体制の充実に努めます。

<施策の方向>

1 男女の均等な就業機会の拡大と情報提供の推進 ※

採用等の状況把握に努め、年齢制限の撤廃等男女均等な選考ルールを促進するため、法令・制度の周知に努めます。

2 女性の職業意識の向上と能力開発の促進 ※

働き手は男性、女性が働く目的は家計の補助という、固定的性別役割分担意識の解消を図り、女性労働者の適切な職業選択を促すための意識啓発、能力開発、情報提供を促進します。

3 再雇用等労働に関する相談体制の充実 ※

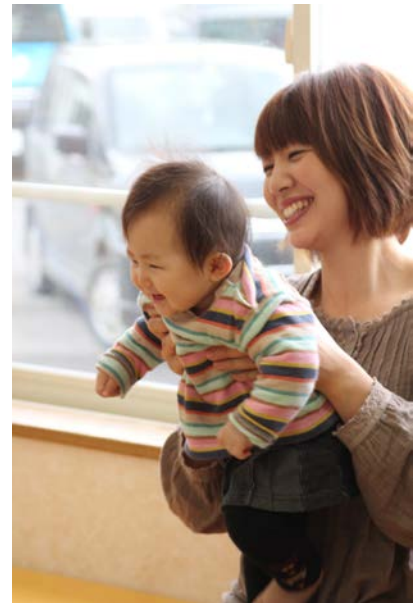
出産や育児、介護等により離職した女性の再就職のために、個人の適性に応じた技術や能力開発の支援を行うとともに、情報提供や相談体制の充実に努めます。

■重点項目2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための環境づくり

ワーク・ライフ・バランスは、男性は仕事、女性は家事・育児という役割分担を見直し、男性も家事・育児を、女性も仕事を生きがいとするという選択肢があるなど、男女が平等で柔軟な社会を実現するための重要な取り組みです。

男性も積極的に家事・育児にかかわるためには、仕事中心の意識から仕事と家庭のバランスがとれたライフスタイルへの転換を図り、固定的性別役割分担意識にとらわれず互いに協力しあう関係を築くことが必要です。

そのためには、男性に対する家庭生活への参画を促す啓発を行うとともに、保育サービス、介護サービス等の充実や子育てに対する支援、情報提供を推進します。



<施策の方向>

1 保育サービスや介護サービス等の充実 ※

保育サービス、介護サービス等の多様なニーズに応じた利用ができるよう、サービスの質を向上させ、誰もが安全安心に利用できるよう努めます。



2 家事・育児・介護等をともに担う環境づくり ※

仕事や家庭、地域生活の両立支援のため、働き方を見直し、家事・育児等への男女の参画、家庭教育を推進します。

また、育児・介護休業等を取得しやすい環境をつくるため、関係法令・制度の周知に努めます。

3 子育て支援体制の充実 ※

子育ての孤立化や不安の解消を図るため、子育てにかかわるボランティアの育成や子育て支援サービスの充実と情報提供に努めます。

■重点項目3 自営等従事者の環境整備

農林畜産業や自営の商工業に従事する女性は、生産や経営において重要な労働力にもかかわらず、労働に家事等が加わり加重労働になっていますが、女性の果たしている役割が十分に認識、評価されていない状況にあります。これらの職種に携わる女性の役割に対する適正な評価と働きに応じた報酬の確保、家族従事者が共同経営者として対等な立場で経営と家庭生活の両面で相互に協力し、能力が発揮できる環境づくりを促進します。

<施策の方向>

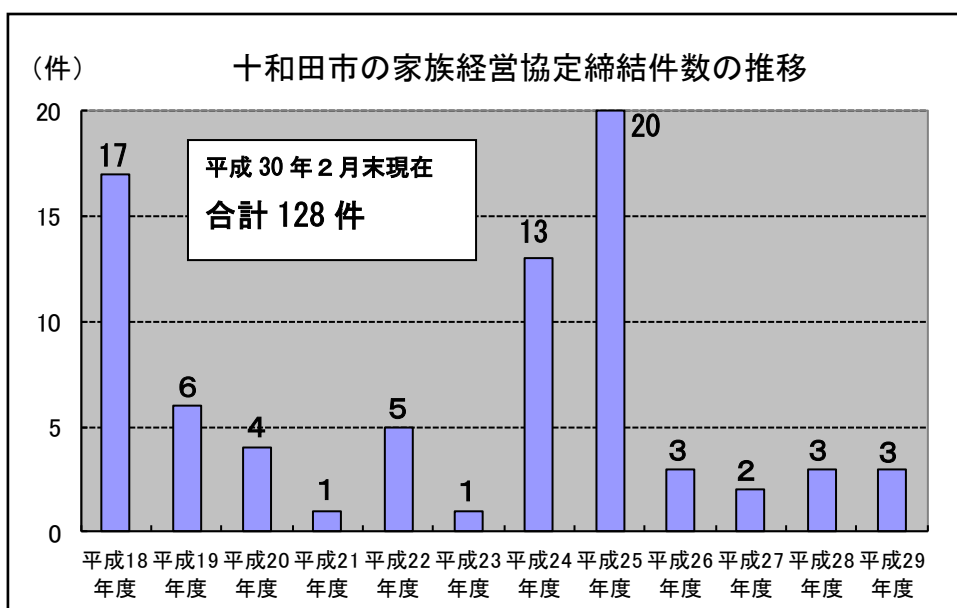
1 自営業を担う女性就労者の環境づくり ※

技術・経営管理能力の向上を図るため、各種研修等の情報提供を行うとともに、男性の家事・育児等への参画を促し、女性の負担を減らす環境づくりを促進します。



2 家族経営協定等の推進 ※

労働に対する適正な報酬等、女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営協定の締結数の一層の拡大と有効利用を推進します。



資料：十和田市農業委員会より

【基本目標Ⅳ 健康で充実した生活づくり】

心豊かに生き生きとした生活を送るためには、健康が基盤となります。そのため、性の尊重と生涯を通じての健康づくりを進め、家庭の責任をともに担える環境づくりや誰もが安心した生活を送れるよう支援に努めます。

■重点項目1 「女と男」がともに^{ひと}つくる家庭生活

現在、女性の社会参画の増加に伴い、「男は仕事、女は家庭」から「男は仕事、女は仕事も家庭も」と変化し、女性への負担が増えています。家庭生活における固定観念を払拭し、男性も積極的に家事・育児・介護などの家庭生活に参画することで男女がともに家庭の責任を担うための意識啓発や支援が求められます。

<施策の方向>

1 家庭生活における男女共同参画の推進 ※

家庭は、男女共同参画社会を確立する上で基礎となる重要な役割を果たすものです。家事・育児・介護等、男女相互の理解と協力によって家庭生活が営まれるよう、性別で区別するような固定的性別役割分担意識を解消するために学習機会や情報提供を行い、家庭における男女共同参画を推進します。

2 男性の家庭参加と生活自立への支援 ※

男性の生活自立能力を身に付け、実生活に生かせる学習機会を提供し、男性の家庭参加と地域活動等への参加を促進します。



■重点項目2 生涯を通じた「女と男」の健康支援

女性と男性が、互いの身体的な特質を理解し合い、尊重しつつ、生涯にわたって心身ともに健康に生きることができる環境を整えることが必要です。特に、女性は妊娠・出産する可能性を持つため、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。正しい性の知識の普及と健康づくりの支援が必要です。

また、現代の社会においては、ストレスなどによる心の問題が増加しています。心身ともに健康であるために、心の健康問題への支援に努めます。

<施策の方向>

1 母子保健の充実

妊娠・出産期における女性の健康を守り、子どもの発育や健康増進を図るため母子保健に関する学習機会の提供や保健指導の充実に努めます。

2 生涯を通じての健康づくり

女性と男性がお互いの生命を尊重し、生涯にわたる健康に対する意識を高めるため、健康教育を推進します。健康保持のために、健康診査や健康相談体制の充実に努めるとともに、スポーツ教室等を開設し、健康・体力づくりを支援します。また、メンタルヘルス対策の充実に努めます。



■重点項目3 自立と安定した生活への支援

高齢化が進んでいる今、高齢者が社会の構成員として尊重され、自立して生活できる社会システムの確立が求められています。豊かな高齢期を過ごすため、社会参画や生涯学習等の機会を充実させ、生きがいの創出が必要です。また、高齢者や障害者等にかかわらず、意欲や能力に応じた社会参画への支援が求められます。

また、離婚率の増加等に伴い、母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭が増加しています。このような生活上の困難に直面する家庭が自立して生活できるよう、個々の状況に応じた支援が求められます。

<施策の方向>

1 高齢者や障害者等の自立支援体制の充実

学習機会や交流の場等を提供し、高齢者や障害者等の自立支援を図ります。生きがいを持って働くことができる就業機会の拡充、年齢や能力にかかわらず、意欲や能力に応じて社会参画ができるような支援に努めます。



2 ひとり親家庭等生活上の困難に直面する家庭への支援

ひとり親家庭等は子どもの養育、経済面等様々な問題を抱えています。誰もが安心して暮らすことができるよう、様々な家庭の状況に応じた相談体制の充実等適切な支援に努めます。

第4章

計画の推進



1 計画推進体制の強化

この計画は、十和田市における男女共同参画社会の実現を目指し、市が行う施策の方向を示したものです。男女共同参画は、行政のみでできるものではなく、広く市民や団体、事業所等、社会全体で推進していくことが重要です。

そのため、様々な情報の提供や各種団体等との連携を図り、男女共同参画に取り組む体制の整備をすすめます。

(1)庁内推進体制の強化

男女共同参画推進のため、関係各課と横断的な総合調整を図るとともに連携を密にし、施策が効果的に実施されるよう事業実施体制の充実、強化を図ります。

また、市のあらゆる施策に、男女共同参画の視点が反映されるように努めます。

(2)関係機関との連携強化

男女共同参画事業は多岐にわたるため、事業実施においては一体となった取り組みができるよう、関係機関と情報・意見交換を積極的に行うなど連携し、計画の推進に努めます。

2 計画の進行管理

この計画に基づき関係各課が実施する具体的な施策について、進捗状況を把握し、検証することで計画の遂行に努めます。

資料



1 男女共同参画社会基本法(平成 11 年6月 23 日法律第 78 号)

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第 12 条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 13 条—第 20 条)

第3章 男女共同参画会議(第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

2 十和田市男女共同参画社会検討委員会設置規程

(設置)

第1条 男女共同参画社会に関する総合的政策の推進を図るため、十和田市男女共同参画社会検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画社会の推進に係る政策検討に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の推進に係る情報交換に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、市長部局及び各機関の課長等のうち委員長の指名する者をもって充てる。

2 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は男女共同参画主管部長をもって充て、副委員長は男女共同参画主管課長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、検討委員会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、必要に応じて検討委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを検討委員会に出席させ、説明、意見等を求めることができる。

(専門部会の設置)

第6条 専門的な事項を検討するため、必要に応じ検討委員会に専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名するものをもって構成する。
- 3 専門部会は、特定の事項を調査し、検討するものとする。
- 4 専門部会の組織、任務等については、委員長が別に定める。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

女性活躍推進法に基づく基本原則（抜粋）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性
がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業
生活における活躍」という。）が一層重要となっていることを鑑み、男女共同参画社会基
本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活
躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を
明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活におけ
る活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活におけ
る活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高
齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力
ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格
差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対す
る採用、教育訓練、昇進、職業及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積
極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場
における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性
と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行わなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育
児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその
他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、
男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活にお
ける活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を
行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活のとの円滑かつ継続
的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両
立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意させなければならない。

第3条関係

十和田市男女共同参画社会検討委員会委員

平成29年4月1日現在

	職 名	氏 名
委 員 長	総 務 部 長	漆 舘 仁
副 委 員 長	総 務 課 長	田 村 和 久
委 員	人 事 課 長	宮 崎 久仁彦
委 員	政策財政課長	漆 舘 典 子
委 員	まちづくり支援課長	沖 澤 篤
委 員	生活福祉課長	中屋敷 徳 浩
委 員	高齢介護課長	山 田 広 美
委 員	健康増進課長	佐々木 操
委 員	農林畜産課長	小笠原 明 彦
委 員	商工労政課長	今 辰 八
委 員	教育総務課長	三 上 和 一
委 員	指 導 課 長	江 渡 準 悦
委 員	スポーツ・生涯学習課長	小山田 亮 二
委 員	農業委員会事務局長	佐々木 勇 悦
委 員	こども子育て支援課長	平 舘 雅 子
委 員	国民健康保険課長	小 林 秀 記
委 員	市民図書館長	竹ヶ原 英 夫
委 員	南公民館長	竹ヶ原 雅 彦
委 員	東公民館長	松 田 涉
委 員	十和田湖公民館長	小 川 正 幸
委 員	議会事務局長	佐々木 誠
委 員	選挙管理委員会事務局長	竹ヶ原 松 生
委 員	副会計管理者	佐々木 多鶴子
委 員	十和田湖支所長補佐	赤 石 まゆみ
委 員	上下水道管理課長補佐	上川原 祐三子
委 員	監査委員事務局次長	松 尾 誠 子

3 第2次十和田市男女共同参画社会推進計画策定経過・検討委員会

年 月	内 容
平成24年2月3日	第1回十和田市男女共同参画社会検討委員会
平成24年2月24日	第2次十和田市男女共同参画社会推進計画策定に係る 市民意見交換会
平成24年3月22日	第2回十和田市男女共同参画社会検討委員会
平成25年12月24日	十和田市男女共同参画社会検討委員会
平成26年12月24日	十和田市男女共同参画社会検討委員会
平成27年7月25日	十和田市男女共同参画社会検討委員会
平成28年8月3日	十和田市男女共同参画社会検討委員会
平成29年8月23日	第1回十和田市男女共同参画社会検討委員会
平成29年11月21日	第2回十和田市男女共同参画社会検討委員会
平成30年3月16日	第3回十和田市男女共同参画社会検討委員会



十和田市男女共同参画推進
シンボルマーク

第2次十和田市男女共同参画社会推進計画

^{ひと}「女と男」^{ひと}がともに輝くまち

平成24年3月

平成30年3月 増補

発行 青森県十和田市 編集 総務部総務課
〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6-1
TEL 0176-51-6702 (直通) FAX 0176-22-5100